年 月 日

申請者要件誓約書

結婚相手紹介サービス業認証制度運用規程第5条に定める申請者要件、及び第6条3項を満たしていることを誓約します。

— 記 —

- 1. 事業拠点が日本国内であることに相違ありません。
- 2. 結婚相手紹介サービス業を1年以上にわたり営んでいることに相違ありません。 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」第2
- 3. 条に該当するいわゆる「インターネット異性紹介」の事業を営んでいないことに相違ありません。
- 4. 申請の日の前1年以内に次に掲げる欠格事由に該当していないことに相違ありません。
 - ① 公序良俗に反する事業を行っている事業者
 - ② 反社会的勢力及び団体と関係を有する事業者
 - ③ 解散又は破産した事業者
 - ④ 補助、補佐及び後見の宣言を受けている事業者(民事再生法・会社更生法・特別精算 適用会社を含む)
 - ⑤ 「特定商取引に関する法律第四十六条及び四十七条」に基づき指示・停止・命令がなされた事業者
 - ⑥ その他事業の運営に関わり行政処分・違法行為のあった事業者
- 5. 申請する事業所は以下の要件を満たしていることに相違ありません。
 - ① 申請事業所の所在地が日本国内にあること
 - ② 当協会における認証審査において不適合の判定を受け、その後も認証の取得ができないまま改善措置を講じていない事業所ではないこと
 - ③ 運用規程第31条の認証取消処分を受けた事業所ではないこと